

南鍛冶屋町振興会会則

本 則

- 第1条 本会は南鍛冶屋町振興会と称する。事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会は旧南鍛冶屋町一丁目から四丁目までの全部と五丁目の一部の区域の居住者及び事業を営む者をもって組織する。
- 第3条 本会は、南鍛冶屋町自治会会則第5条に基づき、街路灯や道路等共同施設の維持管理することを目的とする。
- 第4条 本会は、総会を以って議事を行い、事業を推進する。役員は前任役員会が指名する。
- 第5条 本会は、下記の役員を置く。
- 会 長 1名 役員の互選とする。
- 副会長 2名 役員の中から会長が推薦し、総会に諮って決める。
- 会 計 1名 上に同じ。
- 監 査 2名 上に同じ。
- 第6条 役員任期は1年（任期中欠員ある時後任者は残任期間）とし、重任を妨げないものとする。但し、役員は名誉職とする。
- 第7条 役員職務は次の通りである。
- 会 長 すべての会議の議長となり、会務を統轄し、本会を代表する。
- 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は代理をする。
- 会 計 本会の経理を取扱う。
- 監 査 本会の経理を監査する。
- 第8条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、事案を審議決定推進する。
- 第9条 本会は相談役及び顧問を置くことができる。相談役・顧問は会長が推薦し、役員会に諮って決める。
- 第10条 本会の経費は、振興会費及びその他の収入をもってする。
- 第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
- 第12条 本会の会則は、役員会の決議により改める事ができる。
- 第13条 振興会費は役員会の決議により改める事ができる。

附 則

- 一、 本会則は、昭和30年1月1日より実施する。
- 二、 昭和63年3月1日改正。同年4月1日より実施する。